破産手続廃止

平成２１年（フ）第７９６号
鹿児島県鹿児島市天保山町14番22号
破産者　株式会社オレゴンスプリンクラー
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１３１６号
埼玉県上尾市大字小泉33番地１
破産者　有限会社萩原電業
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
千葉県香取市大根896番地
破産者　五喜田　緑
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第２６号
千葉県香取市大根896番地
破産者　濱野　　弘
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第４３３号
埼玉県川越市脇田町13番地９コスモ川越脇田町503号
破産者　有限会社ティアンドケイサーブ
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４５号
相模原市南区相模大野３丁目11番４号
破産者　有限会社ドーム
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６４６号
東京都大田区田園調布２丁目33番４号
破産者　有限会社ミリーズ
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５８号
福岡県大川市大字中古賀1048番地の１
破産者　大丸木工株式会社
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
山形県東根市中央４丁目６番５号
破産者　株式会社サトー事務機
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０５号
山形市南原町１丁目14番２号　エスポワール南原Ｂ棟101号
破産者　有限会社エムエス企画
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０７号
埼玉県比企郡小川町大字勝呂44番地25、登記簿上の本店所在地東京都港区新橋６丁目７番１号
破産者　株式会社信和制作
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５９７号
石川県七尾市和倉町ヨ部91番地の１
破産者　株式会社海浜ホテル金波荘
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３５８３号
愛知県春日井市東野町10丁目１番地１
破産者　株式会社オージィアール三丸
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
名古屋市中区千代田２丁目19番16号
破産者　株式会社システムライン
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２２０号
京都市中京区弁慶石町59番地１
破産者　有限会社天風堂
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０１６号
愛知県春日井市熊野町710番地の３
破産者　有限会社片岡設備
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０１７号
愛知県春日井市穴橋町２丁目４番地１
破産者　片岡　繁男
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９７１号
大阪府八尾市南亀井町４丁目３番34号
破産者　ダイワ株式会社
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０４５号
大阪市西区新町１丁目３番12号四ツ橋セントラルビル３階
破産者　株式会社Ｓ－ＰＬＡＮＥＴ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２５９号
大阪市淀川区西中島６丁目３番25号
破産者　株式会社ホームデータ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５８４号
大阪市中央区南船場１丁目11番23号長堀橋ＺＥＮＳＨＩＮビル602号
破産者　株式会社スタジオヴィンセント
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６８１号
大阪市北区天満１丁目６番26号ライフ天満102
破産者　株式会社ライフプラス
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部